

# 健康保険に関するお知らせ



任意継続保険加入に際しご確認いただきたい内容です

## ①マイナ保険証について・・・

- ・マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みです。

従来の保険証の新規発行は終了しておりますのでマイナ保険証をご利用ください。

※マイナ保険証を利用するには保険証の利用登録が必要です。

任意継続保険の申請書をご提出されるまでにマイナ保険証の利用登録をお願いします。

マイナ保険証の利用が可能となるのは健康保険組合に任意継続保険の資格取得の届出が提出されてから3～5営業日以内となります。

※マイナ保険証への切り替え  
手続きのご案内は、こちらから ▶



## ②資格情報のお知らせについて・・

- ・資格情報のお知らせは、保険給付の申請時などに用いる『記号・番号・枝番』をお知らせする通知です。お知らせが到着した時点で、マイナポータルでもご自身の医療保険の資格情報をご確認いただけます。

## ③資格確認書について・・・マイナ保険証の利用ができない方

- ・資格確認書は医療機関等でマイナ保険証による保険資格の確認ができない状況にある方に対して、有効期限を定めて交付するものです。

【マイナ保険証での資格確認が基本であるため、資格確認書での資格確認は例外的な位置づけです】

マイナ保険証による資格確認ができない状況にある方（資格確認書の交付対象者）の例

マイナンバーカードを作っていない方	マイナンバーカードを返納した方	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方	マイナンバーカードを紛失・き損した方	マイナンバーカードの更新中の方
マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方		

上記に該当する方は、申請書⑨マイナ保険証が利用できない（資格確認書発行希望）にチェックを入れてください。

- ※健康保険組合でマイナ保険証の状況を確認し、マイナ保険証が使用できない申請対象者のみに交付いたします。

- ・マイナンバーカードを返納した方など将来的にマイナ保険証を使う予定がない方を除き、  
資格確認書の有効期限内にマイナ保険証への切り替え手続きをお願いします。

## ④資格情報のお知らせ・資格確認書の発行について・・

- ・資格情報のお知らせ・資格確認書につきましては、健康保険組合に任意継続保険の資格取得の届出が提出されてから5営業日以内に資格確認システムにて情報連携を確認の後に郵送いたします。

※任意継続保険の扶養申請をされる方へ

被扶養者の資格確認書の発行を希望される場合【被扶養者（認定・削除）届】（任意継続被保険者専用）の⑩マイナ保険証が利用できない、マイナンバー資格確認書発行希望）にチェックを入れてください。

【ご連絡先】:JAST健康保険組合

06-4560-1008